

広島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十七年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道加茂油木線	福山市山野町大字山野字小迫八三九番一地从から 福山市山野町大字山野字東免一〇七三番一地从まで	平成二十七年三月二十八日